

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年12月まで  
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和48年7月18日に、A市役所内にあった金融機関の窓口で、過去の夫婦二人の未納期間に係る保険料4万円から6万円くらいを一括納付（特例納付）するとともに、49年10月から12月までの保険料も前後の期間と同様に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、前後の期間は納付済みとされている。

また、オンライン記録によれば、申立人の夫はB社に勤務し、申立期間②の直前に厚生年金保険被保険者資格（標準報酬月額11万円）を取得していることが確認でき、申立人も、「夫は当該事業所にマネージャーとして勤務し、自分も同事業所にアルバイトとして勤務しており、当時、生活に困ることは無かった。」と供述していることから、申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったことがうかがわれ、申立人が申立期間②の保険料のみを、あえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の特殊台帳（国民年金被保険者台帳）を見ると、昭和49年10月から同年12月の欄には、二度にわたり、いったん納付済みの印が押された後、二重線で取り消された痕跡が認められる。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を一括納付したと主張する昭和48年7月18日は、特例納付の実施期間ではなく、当該時点では、

申立期間①のうち、45年9月から46年3月までの期間は、時効により納付できない期間である。

また、オンライン記録上、申立期間は未加入期間とされており、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日が昭和47年1月5日と記載されていること、及び同手帳の昭和46年度の印紙検認記録のうち、4月から12月までの欄には「納付不要」の記載があることから裏付けられ、当時、申立期間①は未加入期間として取り扱われ、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫も申立期間①は未納とされており、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、昭和27年5月4日の資格喪失日、29年1月21日の資格取得日、同年2月16日の資格喪失日及び同年12月11日の資格取得日に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月4日から29年1月21日まで  
② 昭和29年2月16日から同年12月11日まで

私は、昭和27年4月にA社B工場に異動したが、同年5月に会社から解雇され、地方労働委員会に訴え、29年1月に復職した。しかし、同年2月に再び解雇されたので、地方労働委員会に提訴し、同年12月に復職した。

解雇期間の給与は、それぞれ何項目かが天引きをされて支給されたので、厚生年金保険料も控除されたはずであり、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場において、会社から解雇され、昭和27年5月4日及び29年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、C県地方労働委員会に提訴した結果、同委員会から、解雇の取消し及び解雇取消しに至るまでの給与相当額の支払いについての命令により、復職して、29年1月21日及び同年12月11日に被保険者資格を再取得及び再々取得しており、オンライン記録では申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、厚生労働省通達（「解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱について」（昭和25年10月9日付け保発第68号））では、労働委員会が解雇無効の判定をなし、かつ、その効力が発生したときは、当該判定に従い<sup>そきゆう</sup>遡及して資格喪失の処理を取り消すこととされている。

また、申立期間①については、D会議録から、申立事業所の不当労働行為に

対する措置状況について、申立人に対しては昭和\*年\*月に27年5月の解雇通告から解雇取消までの給与相当額が厚生年金保険料等を控除して支払われていると報告されているのが確認できる。

さらに、申立人は、「解雇期間中の給与は全額補償された。」と供述していることから、申立期間②においても、申立期間①と同様に給与相当額が厚生年金保険料等を控除して支払われたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の昭和27年4月の記録から5,000円、申立期間②の標準報酬月額については、当該被保険者台帳及び申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の29年1月の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立期間①及び②に係る解雇取消決定があった旨の届出が社会保険事務所（当時）に行われていれば、申立人の資格喪失日の取消処理が行われるはずであるが、社会保険事務所の記録によれば、いずれの期間も取消しの処理は行われていないことから、事業主は解雇取消決定があった旨の届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入告知は行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月は18万円、同年11月から15年1月までの期間及び同年3月は19万円、同年4月は18万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円、16年1月は17万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月は17万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年10月は22万円、18年7月は24万円、同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は27万8,000円、同年12月19日は33万4,000円、16年7月20日は28万7,000円、同年12月20日は35万円、17年7月20日は19万6,000円、同年12月20日は20万6,000円、18年7月20日は23万2,000円、同年12月20日は32万2,000円、19年7月20日は26万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万8,000円、同年12月19日は33万4,000円、16年7月20日は28万7,000円、同年12月20日は35万円、17年7月20日は19万6,000円、同年12月20日は20万6,000円、18年7月20日は23万2,000円、同年12月20日は32万2,000円、19年7月20日は26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月は18万円、同年11月から15年1月までの期間及び同年3月は19万円、同年4月は18万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円、16年1月は17万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月は17万円、同年6月から同年8月までは20万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年10月は22万円、18年7月は24万円、同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年2月、17年1月、同年5月、同年6月、同年9月及び同年11月から18年6月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、

特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は27万8,000円、同年12月19日は33万4,000円、16年7月20日は28万7,000円、同年12月20日は35万円、17年7月20日は19万6,000円、同年12月20日は20万6,000円、18年7月20日は23万2,000円、同年12月20日は32万2,000円、19年7月20日は26万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは22万円、同年9月から16年1月までの期間、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年7月は19万円、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は29万7,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は26万円、同年12月20日は31万3,000円、18年7月20日は25万7,000円、同年12月20日は29万6,000円、19年7月20日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万7,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は26万円、同年12月20日は31万3,000円、18年7月20日は25万7,000円、同年12月20日は29万6,000円、19年7月20日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは22万円、同年9月から16年1月までの期間、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年7月は19万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年2月、17年1月、同年5月及び同年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認

できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万7,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は26万円、同年12月20日は31万3,000円、18年7月20日は25万7,000円、同年12月20日は29万6,000円、19年7月20日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までは30万円、18年1月、同年4月及び同年5月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は28万円、同年12月19日は38万円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は33万円、17年7月20日は35万円、同年12月20日は41万3,000円、18年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は15万5,000円、19年7月20日は33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は28万円、同年12月19日は38万円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は33万円、17年7月20日は35万円、同年12月20日は41万3,000円、18年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は15万5,000円、19年7月20日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日  
⑧ 平成18年7月20日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までは30万円、18年1月、同年4月及び同年5月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年2月、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は28万円、同年

12月19日は38万円、16年7月20日は30万円、同年12月20日は33万円、17年7月20日は35万円、同年12月20日は41万3,000円、18年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は15万5,000円、19年7月20日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間及び同年6月から16年8月までの期間は26万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月から17年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月から18年7月までは32万円、同年8月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は29万4,000円、同年12月19日は36万8,000円、16年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万6,000円、17年7月20日は35万4,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は35万2,000円、同年12月20日は42万2,000円、19年7月20日は35万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万4,000円、同年12月19日は36万8,000円、16年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万6,000円、17年7月20日は35万4,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は35万2,000円、同年12月20日は42万2,000円、19年7月20日は35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間及び同年6月から16年8月までの期間は26万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月から17年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月から18年7月までは32万円、同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万4,000円、同年12月19日は36万8,000円、16年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万6,000円、17年7月20日は35万4,000円、同年12月20日は40万6,000円、18年7月20日は35万2,000円、同年12月20日は42万2,000円、19年7月20日は35万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年9月及び同年10月は22万円、同年11月から16年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から18年2月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は18万7,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は30万8,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は38万円、18年7月20日は21万円、同年12月20日は40万円、19年7月20日は33万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は18万7,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は30万8,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は38万円、18年7月20日は21万円、同年12月20日は40万円、19年7月20日は33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月及び同年10月は22万円、同年11月から16年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円、同年9月から18年2月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間は28万円円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年3月及び同年4月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は18万7,000円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月20日は30万8,000円、同年12月20日は34万7,000円、17年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は38万円、18年7月20日は21万円、同年12月20日は40万円、19年7月20日は33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は32万円、19年7月20日は31万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は32万円、19年7月20日は31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は32万円、19年7月20日は31万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月は19万円、同年11月から15年8月までは20万円、同年9月から16年1月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間は19万円、同年9月から同年12月までの期間及び17年2月から同年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は30万9,000円、16年7月20日は23万1,000円、同年12月20日は33万6,000円、17年7月20日は25万6,000円、同年12月20日は33万2,000円、18年7月20日は27万6,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は27万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は30万9,000円、16年7月20日は23万1,000円、同年12月20日は33万6,000円、17年7月20日は25万6,000円、同年12月20日は33万2,000円、18年7月20日は27万6,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月は19万円、同年11月から15年8月までは20万円、同年9月から16年1月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間は19万円、同年9月から同年12月までの期間及び17年2月から同年8月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年2月及び17年1月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は27万6,000円、

同年12月19日は30万9,000円、16年7月20日は23万1,000円、同年12月20日は33万6,000円、17年7月20日は25万6,000円、同年12月20日は33万2,000円、18年7月20日は27万6,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月は22万円、同年11月から15年1月までの期間、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月、同年9月、同年11月、同年12月、16年2月及び同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は15万円、同年4月及び同年8月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は31万1,000円、同年12月19日は32万5,000円、16年7月20日は28万8,000円、同年12月20日は32万5,000円、17年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は30万1,000円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は33万1,000円、19年7月20日は26万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万1,000円、同年12月19日は32万5,000円、16年7月20日は28万8,000円、同年12月20日は32万5,000円、17年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は30万1,000円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は33万1,000円、19年7月20日は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月は22万円、同年11月から15年1月までの期間、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月、同年9月、同年11月、同年12月、16年2月及び同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は15万円、同年4月及び同年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年2月、同年8月、同年10月、16年1月、同年5月、同年6月、17年1月及び同年5月から同年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は31万1,000円、同年12月19日は32万5,000円、16年7月20日は28万8,000円、同年12月20日は32万5,000円、17年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は30万1,000円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は33万1,000円、19年7月20日は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年2月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は24万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月から16年8月までは19万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、17年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、18年1月は22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は19万4,000円、同年12月19日は33万円、16年7月20日は30万4,000円、同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は37万1,000円、18年7月20日は31万8,000円、同年12月20日は39万5,000円、19年7月20日は32万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は19万4,000円、同年12月19日は33万円、16年7月20日は30万4,000円、同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は37万1,000円、18年7月20日は31万8,000円、同年12月20日は39万5,000円、19年7月20日は32万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年2月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は24万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月から16年8月までは19万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、17年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、18年1月は22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年3月から同年5月までの期間につい

ては、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は19万4,000円、同年12月19日は33万円、16年7月20日は30万4,000円、同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万円、同年12月20日は37万1,000円、18年7月20日は31万8,000円、同年12月20日は39万5,000円、19年7月20日は32万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から同年12月までは36万円、15年1月は34万円、同年2月から同年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月から16年5月までは36万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から17年3月までは32万円、同年4月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は38万4,000円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万6,000円、同年12月20日は45万9,000円、17年7月20日は38万7,000円、同年12月20日は47万6,000円、18年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は46万円、19年7月20日は37万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は38万4,000円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万6,000円、同年12月20日は45万9,000円、17年7月20日は38万7,000円、同年12月20日は47万6,000円、18年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は46万円、19年7月20日は37万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日

- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から同年12月までは36万円、15年1月は34万円、同年2月から同年6月までは36万円、同年7月は34万円、同年8月から16年5月までは36万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から17年3月までは32万円、同年4月から同年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は38万4,000円、

同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万6,000円、同年12月20日は45万9,000円、17年7月20日は38万7,000円、同年12月20日は47万6,000円、18年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は46万円、19年7月20日は37万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は2万5,000円、同年12月20日は29万3,000円、19年7月20日は32万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は2万5,000円、同年12月20日は29万3,000円、19年7月20日は32万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は2万5,000円、同年12月20日は29万3,000円、19年7月20日は32万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年11月から18年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成16年12月20日は23万2,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は27万8,000円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は38万8,000円、19年7月20日は31万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は23万2,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は27万8,000円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は38万8,000円、19年7月20日は31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日  
⑥ 平成18年12月20日  
⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年11月から18年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月及び同年10月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年12月20日は23万2,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は27万8,000円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は38万8,000円、19年7月20日は31万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年9月から同年11月までは22万円、同年12月、16年3月、同年4月、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は17万1,000円、同年12月19日は30万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は27万3,000円、18年12月20日は16万円、19年7月20日は29万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は17万1,000円、同年12月19日は30万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は27万3,000円、18年12月20日は16万円、19年7月20日は29万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成18年12月20日  
⑧ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月から同年11月までは22万円、同年12月、16年3月、同年4月、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月、同年2月、同年5月、同年6月及び17年6月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準給与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成15年7月18日は17万1,000円、同年12月19日は30万1,000円、16年7月20日は28万5,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は27万3,000円、18年12月20日は16万円、19年7月20日は29万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から16年8月までは28万円、同年9月から17年3月までは30万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から18年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月20日は34万4,000円、同年12月20日は42万2,000円、17年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は43万7,000円、18年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は45万円、19年7月20日は38万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月20日は34万4,000円、同年12月20日は42万2,000円、17年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は43万7,000円、18年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は45万円、19年7月20日は38万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から16年8月までは28万円、同年9月から17年3月までは30万円、同年4月から同年8月までは32万円、同年9月から18年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は35万5,000円、16年7月20日は34万4,000円、同年12月20日は42万2,000円、17年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は43万7,000円、18年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は45万円、

19年7月20日は38万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から同年12月までは14万2,000円、17年1月は13万4,000円、同年2月は12万6,000円、同年4月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万6,000円、同年12月19日は34万円、16年7月20日は30万2,000円、同年12月20日は36万4,000円、17年7月20日は28万円、同年12月20日は36万5,000円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万6,000円、同年12月19日は34万円、16年7月20日は30万2,000円、同年12月20日は36万4,000円、17年7月20日は28万円、同年12月20日は36万5,000円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日  
⑧ 平成18年7月20日

⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から同年12月までは14万2,000円、17年1月は13万4,000円、同年2月は12万6,000円、同年4月は13万4,000円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年3月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万6,000円、

同年12月19日は34万円、16年7月20日は30万2,000円、同年12月20日は36万4,000円、17年7月20日は28万円、同年12月20日は36万5,000円、18年7月20日は30万円、同年12月20日は37万1,000円、19年7月20日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは19万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、16年1月、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月から17年1月までは19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年6月及び同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は37万5,000円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は37万1,000円、同年12月20日は43万1,000円、17年7月20日は36万円、同年12月20日は38万7,000円、18年7月20日は36万5,000円、同年12月20日は43万8,000円、19年7月20日は34万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は37万5,000円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は37万1,000円、同年12月20日は43万1,000円、17年7月20日は36万円、同年12月20日は38万7,000円、18年7月20日は36万5,000円、同年12月20日は43万8,000円、19年7月20日は34万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは19万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、16年1月、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月から17年1月までは19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年6月及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年2月、17年5月及び同年7月については、社会保険事務所記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は37万5,000円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は37万1,000円、同年12月20日は43万1,000円、17年7月20日は36万円、同年12月20日は38万7,000円、18年7月20日は36万5,000円、同年12月20日は43万8,000円、19年7月20日は34万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月から16年8月までは28万円、同年9月から17年3月までは26万円、同年4月から18年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は42万円、同年12月19日は45万円、16年7月20日は42万1,000円、同年12月20日は45万6,000円、17年7月20日は41万2,000円、同年12月20日は45万8,000円、18年7月20日は39万1,000円、同年12月20日は46万2,000円、19年7月20日は39万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は42万円、同年12月19日は45万円、16年7月20日は42万1,000円、同年12月20日は45万6,000円、17年7月20日は41万2,000円、同年12月20日は45万8,000円、18年7月20日は39万1,000円、同年12月20日は46万2,000円、19年7月20日は39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年7月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月から16年8月までは28万円、同年9月から17年3月までは26万円、同年4月から18年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は42万円、同年12月19日は45万円、16年7月20日は42万1,000円、同年12月20日は45万6,000円、17年7月20日は41万2,000円、同年12月20日は45万8,000円、18年7月20日は39万1,000円、同年12月20日は46万2,000円、19年7月20日は39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月は30万円、18年2月から同年5月までは34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は17万2,000円、16年7月20日は32万円、同年12月20日は39万4,000円、17年7月20日は34万8,000円、同年12月20日は41万8,000円、18年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は42万4,000円、19年7月20日は34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は17万2,000円、16年7月20日は32万円、同年12月20日は39万4,000円、17年7月20日は34万8,000円、同年12月20日は41万8,000円、18年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は42万4,000円、19年7月20日は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月20日  
⑧ 平成18年12月20日

⑨ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月は30万円、18年2月から同年5月までは34万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年1月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は17万2,000円、16年7月20日は32万円、同年12月20日は39万4,000円、17年7月

20日は34万8,000円、同年12月20日は41万8,000円、18年7月20日は33万5,000円、同年12月20日は42万4,000円、19年7月20日は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨での保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年10月までは24万円、同年11月及び同年12月は26万円、16年1月は24万円、同年2月、同年4月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、17年2月及び同年3月は26万円、同年4月、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月から18年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は37万3,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は44万円、17年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は44万3,000円、18年7月20日は37万9,000円、同年12月20日は43万5,000円、19年7月20日は37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は37万3,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は44万円、17年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は44万3,000円、18年7月20日は37万9,000円、同年12月20日は43万5,000円、19年7月20日は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年10月までは24万円、同年11月及び同年12月は26万円、16年1月は24万円、同年2月、同年4月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、17年2月及び同年3月は26万円、同年4月、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は24万円、同年9月から18年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年3月、同年10月、17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は37万3,000円、同年12月19日は42万7,000円、16年7月20日は37万円、同年12月20日は44万円、17年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は44万3,000円、18年7月20日は37万9,000円、同年12月20日は43万5,000円、19年7月20日は37万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月2日から同年12月1日まで

私は、昭和34年6月15日にB社に入社し、42年11月2日付けで同社から子会社であるA社に異動したが、その時の一か月の厚生年金保険の記録が欠落しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社（A社の後継会社）から提出された「人事記録カード」により、申立人は昭和34年6月15日にB社に入社し（昭和42年11月2日に同社からA社に異動）、60年3月11日に退職するまで、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により申立人と同時期に同様の異動をしたことが確認できる同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人の加入記録を調べたところ、厚生年金保険被保険者期間に欠落は見られない。

さらに、申立人が名前を挙げた上司も昭和42年8月1日に申立人と同様の異動をしているが、厚生年金保険被保険者期間に欠落は見られない上、当該上司からは「申立人とは、業務内容も同じであり、申立期間も継続して勤務していた。」との供述も得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和42年12月のオンライン記録により、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立てどおりの届出については行っていない旨の回答が得られたことから、事業主は、昭和42年12月1日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を、同日に訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月は3万9,000円、同年10月から44年8月までは4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から44年9月30日まで

私は、昭和42年3月17日から44年9月30日までA社に継続して勤務したが、厚生年金保険の記録は、43年9月30日に資格喪失したことになっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社（A社から社名変更）から提出された在籍証明及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたこと及び同社を昭和44年9月29日に退社したことが認められる。

また、同社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の事業主控えにより、申立人が昭和44年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が同年10月2日付けで社会保険事務所に対し行ったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和44年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和43年9月は3万9,000円、同年10月から44年8月までは4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月26日から同年5月1日まで

私は、B社に在職中に、元上司であるA社の社長から、同社への転職を誘われ、同社の共同出資者となるとともに、平成元年1月から同年3月まで設立準備のためにC県で研修を受けていた。その研修期間中に社長から保険証を渡された記憶があるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

なお、雇用保険については、勤務当初から、給与から保険料が控除されながら、長年にわたり事業主が届出を怠っていたことが、平成11年に判明したことから、厚生年金保険についても、事務処理が適正に行われていなかった可能性がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業主の供述及び申立人が申立事業所に勤務することとなった経緯から、申立人が、申立事業所の前に勤務していたB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の平成元年2月末ごろから申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同じ立場（取締役）であった同僚及び同じ業務に従事していた同僚には厚生年金保険被保険者としての記録が存在し、いずれも、月の初日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同じ平成元年5月1日に資格を取得している同僚の入社日について、申立事業所の事業主は「平成元年4月中旬だった。」としていることから、申立事業所では、入社月の翌月1日に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び同年4月に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、標準報酬月額については、平成元年5月の社会保険事務所（当時）の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 広島国民年金 事案 876 (事案 504 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 12 月まで

私の国民年金加入手続は、私の兄が行ってくれ、昭和 46 年 3 月分までの保険料は、私の兄が納付してくれていた。

私は、昭和 46 年に独立開業し、その後は私自身で毎年度 1 年分を一括して納付してきており、申立期間の納付記録が無いことに納得ができない。

また、私が当時居住していた A 市に住む友人が申立期間当時は、保険料を自宅に来た集金人に納付していたとしており、私の妻も集金人が自宅に来ていた記憶があるというので記録の訂正を再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立期間に係る国民年金保険料を毎年度 1 年分一括して納付したというほかに具体的な供述は得られない上、当時の保険料納付に係る記憶が明確ではなく、また、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しや別の納付記録が有ることをうかがわせる事情も見当たらず、さらに、申立期間当時、申立人が居住していた A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人の特殊台帳においても申立期間①及び②に係る保険料が未納であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、保険料の納付方法について、申立人はその妻が自宅に集金人が来ていたことを覚えていると供述内容を変更しているものの、自らが一括して納付したという主張に変わりはない上、新たな資料等の提出もない。

また、A 市は、申立期間当時、申立人が居住していた地区に国民年金保険料の集金組織はあったが、詳細は不明としており、集金組織による申立人の保険料の徴収について確認することはできない。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、自宅に来ていた集金人にお金を払っ

た記憶はあるものの、それは国民健康保険料であったかもしれないとしているところ、同市は、国民健康保険料についても集金組織があり、基本的には、国民年金保険料の集金組織とは別組織で行っていたが、中には同じ組織で集金していた地区もあるかもしれないとしている。なお、申立期間①及び②における申立人の妻の国民年金保険料の納付記録は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 878

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年3月まで

私は、申立期間当時、父親が経営していた店に来ていた役場の集金人に父親が国民年金保険料を納付するとともに、時には自分が集金人に月1,000円くらいの国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、昭和46年3月に修行のため県外に行ったが、住民票は移さなかったため、父親が引き続き私の国民年金保険料を納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立人を含む家族の国民年金保険料の納付を行っていたとされる申立人の父親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、昭和47年2月に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間のうち、43年6月から44年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、45年1月から46年3月までの期間は過年度納付となるが、申立人は、「役場の集金人に、過去の保険料をまとめて納付したことは無い。」と供述している上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の父親と同居していた妹も、申立人と同じく20歳になった時点から昭和47年3月までは未納とされている。

加えて、申立人が記憶している申立期間の保険料額は、申立期間当時の保険料額とは異なっている上、集金人も特定できないことから、申立内容を裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1316

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 8 日から 37 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 31 日から同年 4 月 15 日まで

申立期間①においては、公共職業安定所の紹介により、昭和 36 年 6 月に A 社に就職し、39 年 7 月 20 日まで勤務した。私は正社員として採用されたので、就職と同時に厚生年金保険に加入していたはずであるが、同事業所における厚生年金保険の加入記録が 37 年 1 月 1 日からとなっていることに納得できない。

また、申立期間②においては、実家を出て、他県に在住していたが、居住場所を確保するため、寮が完備された職場を探して勤務していたので、勤務期間に空白が生じることはなかった。当時勤務していた B 社では、正社員でないと入寮することができなかつたので、就職と同時に厚生年金保険に加入していたはずであり、同事業所における厚生年金保険の加入記録が昭和 41 年 1 月 31 日からとなっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚(複数)に聴取したが、入社した時期を特定できる証言及び給与から保険料が控除されていたことを示す証言は得られなかった。

また、申立事業所の事業主は、申立期間①当時の従業員に係る記録を保存しておらず、申立人の入社時期及び申立期間①の保険料控除の実態は不明と回答している。

さらに、厚生年金保険の加入時期について、回答のあった同僚の中には、在職期間と厚生年金保険の加入期間とが一致していないとする者もみられる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、申立期間②に厚生年金保険の加入記録がある同僚（複数）に照会したが、従業員数が多く、職場が複数箇所にあたっていたこともあり、申立人を知っているとする者がほとんどおらず、申立期間②に係る申立人の雇用実態及び厚生年金保険料の控除の事実についての証言は得られなかった。

また、B社の後継事業所は、当時の従業員の記録を保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除の実態は不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 38 年 2 月から 50 年 8 月 31 日まで A 社に勤務していた。  
標準報酬月額は、昭和 43 年 7 月までは、「追給過払額（超過勤務等に対する手当）」を加えた額の 3 か月平均により算定されているのに、申立期間はこの「追給過払額」を除いた額の 3 か月平均により算定されている。  
このため、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与総支給額に比べ低くなっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合である。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、給与総支給額に見合う標準報酬月額と申立期間に係る厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を比較すると、いずれも後者の方が低いですが、その額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票<sup>そきゆう</sup>を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点はみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1318

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 30 日から 23 年 8 月 14 日まで  
私は、昭和 20 年 1 月 1 日から 23 年 8 月 14 日まで A 事業所に勤務した。  
途中、同事業所の B 支部から C 支部へ転勤したが、21 年 9 月 30 日から 23 年 8 月 14 日までの同事業所 C 支部における期間の厚生年金保険被保険者記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 事業所 C 支部の冊子 D に収録されている役職員住所録に申立人の名前が記載されており、また、同事業所 C 支部の冊子 E (1948 年 8 月 14 日発行) に申立人の写真が掲載されていることから、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとする A 事業所 C 支部は、昭和 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではない上、前記の住所録に記載のある者のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、同人は、「申立事業所に昭和 22 年ごろから 23 年まで勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述している。

また、前記の住所録において、申立人と同じ F 係として記載されている者のうち、オンライン記録が確認できる一人は、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い上、同人は既に死亡しており、照会することはできない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年3月31日まで  
私は、戦時中は海軍兵だったが、昭和21年1月に復員した後、同年3月1日にA局に採用され、B丸に機関員として22年3月31日まで乗船したにもかかわらず、年金の加入記録が無いので、その期間の年金の加入記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B丸に乗船していたとすると、国が保管している申立人の資料により、昭和21年3月14日にA局に採用され、同年3月18日から同年12月18日までの期間はB丸に乗船していたと認められるが、当該期間以外は、申立人が同船に乗船していた記録は無い。

また、当該期間については、申立人は国に使用される者に該当することから、旧船員保険法第15条の規定により船員保険被保険者とはなれない期間であり、軍人等として恩給法が適用される期間と考えられるところ、申立人は恩給法の受給要件を満たしている昭和21年3月から同年6月までの期間は恩給を受給している。

さらに、B丸又はA局が船員保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、申立期間当時において、申立人に対して船員保険被保険者の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 5 日から 19 年 8 月 28 日まで

私は、平成 8 年 1 月から 19 年 8 月まで A 社に勤務しており、申立期間のうち一部期間の給与明細書を所持しているが、この給与明細書に記載してある厚生年金保険料の控除額に比べ社会保険庁(当時)の記録にある標準報酬月額が低すぎて納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人が提出した平成 11 年 10 月及び 11 月、12 年 4 月及び 5 月、同年 7 月から 19 年 8 月までの給与明細書の厚生年金保険料控除額を見ると、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額の 2 倍となっていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時から A 社の経理担当である取締役は、「従業員は、日給制で雇用しているが、申立人を雇用する際、当時の代表取締役とのやり取りで時給制を採用するとともに、社会保険料は事業主負担分も含めて全額を申立人が支払うという約束をした。」と供述しており、申立人も事業主負担分の保険料を自分が支払うという説明を聞いたことは認めていることから、厚生年金保険料の事業主負担分を申立人の給与から控除することについて容認していたと判断できる。このため、被保険者負担分の厚生年金保険料額は、給与から控除されている厚生年金保険料額の 2 分の 1 であると認められ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月

額と同額となっていることから、申立期間の報酬月額が当該標準報酬を上回っていたとしても、特例法による保険給付の対象には当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。